〈ファースト〉ビジネスWeb利用規定 新旧対照表

改定前

改定後

第5条 手数料等

- (1) 本サービスの利用にあたり、契約者は当行所定の基本料(消費税等相当額を含みます)を、毎月、あらかじめ指定された手数料引落口座(代表口座)から引落します。また、本サービスを利用するにあたり必要となる通信料金、インターネットの接続料金、パソコンその他機器等については、契約者が負担するものとします。
- (2) 本サービスにより振込振替を行う場合は、当行所定の振込手数料(消費税等相当額を含みます)をあらかじめ指定された支払 指定口座から引落します。
- (3) 本サービスによりWeb 伝送を行う場合は、当行所定の振込手数料(消費税等相当額を含みます)、給与振込手数料(消費税等相当額を含みます)、取扱手数料(消費税等相当額を含みます)、地方税取次手数料(消費税等相当額を含みます)を支払指定口座から引落します。
- (4) 前記(1)、(2)、(3)の手数料の引落しにあたっては、当行の普通預金規定(総合口座取引規定を含みます)、当座勘定規定にかかわらず通帳・カード・払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により自動的に引落します。なお、これにかかる手数料の引落しにあたり、当行は領収書を発行いたしません。
- (5) 当行は前記(1)、(2)、(3)の手数料およびその支払方法を 契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。基 本料、振込手数料、給与振込手数料・取扱手数料、地方税取次 手数料以外の本サービスにかかる諸手数料についても、新設ま たは改定する場合があります。

第5条 手数料等

- (1) 本サービスの利用にあたり、契約者は当行所定の基本料(消費税等相当額を含みます)を、毎月、あらかじめ指定された手数料引落口座(代表口座)から引落します。また、本サービスを利用するにあたり必要となる通信料金、インターネットの接続料金、パソコンその他機器等については、契約者が負担するものとします。
- (2) 本サービスにより振込振替を行う場合は、当行所定の振込手数料(消費税等相当額を含みます)をあらかじめ指定された支払 指定口座から引落します。
- (3) 本サービスによりWeb 伝送を行う場合は、当行所定の振込手数料(消費税等相当額を含みます)、給与振込手数料(消費税等相当額を含みます)、取扱手数料(消費税等相当額を含みます)、地方税取次手数料(消費税等相当額を含みます)、取消手数料(消費税等相当額を含みます)を支払指定口座から引落します
- (4) 前記(1)、(2)、(3)の手数料の引落しにあたっては、当行の普通預金規定(総合口座取引規定を含みます)、当座勘定規定にかかわらず通帳・カード・払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により自動的に引落します。なお、これにかかる手数料の引落しにあたり、当行は領収書を発行いたしません。
- (5) 当行は前記(1)、(2)、(3)の手数料およびその支払方法を 契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。基 本料、振込手数料、給与振込手数料、取扱手数料・地方税取次 手数料、取消手数料以外の本サービスにかかる諸手数料につい ても、新設または改定をする場合があります。

改定後

第9条 取引の依頼

- (1) 本サービスによる取引の依頼は、第7条(12) に従った本人 確認方法により、契約者が取引に必要な事項を当行の指定する 方法で正確に当行に伝達して行うものとします。当行は契約者、 管理者ユーザまたは一般ユーザがあらかじめ取引を指定した口 座で依頼された取引を行います。
- (2) 当行は、本サービスによる取引の依頼を受けた場合、一部の依頼内容を除き、契約者、管理者ユーザまたは一般ユーザに依頼内容の確認画面を表示しますので、確認操作を行ってください。当行は確認通知を受けた時点で該当取引の依頼が確定したものとし、各取引の手続きを行います。受付完了画面で確認できなかった場合は、依頼内容の照会機能で確認してください。万が一、取引内容に不明な点がある場合または、その内容が確認できなかった場合は、直ちにその旨を当行取引店または〈ファースト)ビジネスWeb担当に連絡してください。
- (3) 依頼内容について、契約者と当行の間に疑義が生じたときは、 当行が保存する電子的記録等の取引内容を正当なものとして取 扱います。
- (4) 依頼内容の変更または取消は、契約者、管理者ユーザまたは一般ユーザが、当行所定の方法により行っていただきます。 なお、依頼時期、依頼内容等によっては、変更または取消ができないことがあります。

第29条 総合振込

総合振込は、下記に定める取扱いによるほか、伝送契約者と当行の間で締結した「Web伝送による総合振込に関する契約書」の定めによるものとします。

(中略)

第9条 取引の依頼と依頼内容の確定

- (1) 本サービスによる取引の依頼は、第7条(12)に従った本人 確認方法により、契約者が取引に必要な事項を当行の指定する 方法で正確に当行に伝達して行うものとします。当行は契約者、 管理者ユーザまたは一般ユーザがあらかじめ取引を指定した口 座で依頼された取引を行います。
- (2) 当行は、本サービスによる取引の依頼を受けた場合、一部の依頼内容を除き、契約者、管理者ユーザまたは一般ユーザに依頼内容の確認画面を表示しますので、確認操作を行ってください。当行は確認通知を受けた時点で該当取引の依頼が確定したものとし、各取引の手続きを行います。受付完了画面で確認できなかった場合は、依頼内容の照会機能で確認してください。万が一、取引内容に不明な点がある場合または、その内容が確認できなかった場合は、直ちにその旨を当行取引店または〈ファースト)ビジネスWeb担当に連絡してください。
- (3) 依頼内容について、契約者と当行の間に疑義が生じたときは、 当行が保存する電子的記録等の取引内容を正当なものとして取 扱います。
- (4) 依頼内容の<u>取消等</u>は、契約者、管理者ユーザまたは一般ユーザ が、当行所定の方法により行うものとします。

第29条 総合振込

総合振込は、下記に定める取扱いによるほか、伝送契約者と当行の間で締結した「Web 伝送による総合振込に関する契約書」の定めによるものとします。

(中略)

- (6) 依頼内容の取消および訂正・組戻し
 - ①伝送契約者が依頼・承認した取引については、取消または変更 はできませんのであらればめご了承ください。

- ②振込の取引において、依頼内容の確定後に伝送契約者がその依頼内容を訂正または組戻し依頼する場合は、「振込資金および振込手数料決済口座」のある当行本支店の窓口において当行所定の手続きにより取扱います。この場合、振込手数料(消費税等相当額を含みます)は返却いたしません。
 - また、組戻しについては、当行所定の組戻手数料(消費税等相 当額を含みます)をいただきます。
- ②当行は、伝送契約者からの訂正・組戻し等の依頼内容に基づき、振込先口座のある金融機関へ訂正・組戻しの依頼を行います。この場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、訂正もしくは組戻しができないことがあります。この場合は、受取人との間で協議してください。なお、この場合の組戻手数料(消費税等相当額を含みます)は返却いたしません。
- ●組戻しにより振込先口座のある金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を当該取引の「振込資金および振込手数料決済口座」に入金します。

第30条 給与(賞与)振込

給与(賞与)振込は、下記に定める取扱いによるほか、伝送契約者と 当行の間で締結した「Web伝送による給与振込に関する契約書」の 定めによるものとします。

(中略)

改定後

- (6) 依頼内容の取消および訂正・組戻し
 - ①伝送契約者が依頼・確定した取引については、インターネット を通じた取消・訂正・組戻しはできません。
 - ②振込の取引において、依頼内容の確定後に伝送契約者が、当行 所定の方法により当行所定の時限までに当行に申出て、当行が やむを得ないものと認めた場合には、当行所定の手続きにより データの取消を行えるものとします。この場合、取消手数料 (消費税等相当額を含みます)をいただきます。
 - ③振込の取引において、依頼内容の確定後に伝送契約者がその依頼内容を訂正または組戻し依頼する場合は、「振込資金および振込手数料決済口座」のある当行本支店の窓口において当行所定の手続きにより取扱います。この場合、振込手数料(消費税等相当額を含みます)は返却いたしません。

また、組戻しについては、当行所定の組戻手数料(消費税等相 当額を含みます)をいただきます。

- ④当行は、伝送契約者からの訂正・組戻し等の依頼内容に基づき、振込先口座のある金融機関へ訂正・組戻しの依頼を行います。この場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、訂正もしくは組戻しができないことがあります。この場合は、受取人との間で協議してください。なお、この場合の組戻手数料(消費税等相当額を含みます)は返却いたしません。
- ⑤組戻しにより振込先口座のある金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を当該取引の「振込資金および振込手数料決済口座」に入金します。

第30条 給与(賞与)振込

給与(賞与)振込は、下記に定める取扱いによるほか、伝送契約者と 当行の間で締結した「Web伝送による給与振込に関する契約書」の 定めによるものとします。

(中略)

- (6) 依頼内容の取消および訂正・組戻し
 - ①依頼内容の取消

伝送契約者が依頼・承認した取引については、取消または変更はできませんのであらかじめご了承ください。

- ②振込手続きにおいて、当行がやむを得ないと認めて組戻しを受付る場合には、「振込資金および給与振込手数料決済口座」のある当行本支店の窓口において当行所定の手続きにより取扱います。この場合、本条(1)サービスの内容②の給与振込手数料(消費税等相当額を含みます)は返却いたしません。また、組戻しについては、当行所定の組戻手数料(消費税等相当額を含みます)をいただきます。
- ②当行は、契約者からの訂正・組戻し等の依頼内容に基づき、組 戻し依頼または、振込内容の変更依頼の発信処理を振込先口座 のある金融機関に行います。
- ①上記②の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を 受信している場合には、訂正もしくは組戻しができないことが あります。この場合は、受取人との間で協議してください。な お、この場合の組戻手数料(消費税等相当額を含みます)は返 却いたしません。

第31条 地方税納入サービス

地方税納入サービスは、下記に定める取扱いによるほか、伝送契約者 と当行の間で締結した「Web 伝送による地方税納入サービスに関す る契約書」の定めによるものとします。

(中略)

改定後

- (6) 依頼内容の取消および訂正・組戻し
 - ①伝送契約者が依頼・確定した取引については、インターネット を通じた取消・訂正・組戻しはできません。
 - ②振込の取引において、依頼内容の確定後に伝送契約者が、当行 所定の方法により当行所定の時限までに当行に申出て、当行が やむを得ないものと認めた場合には、当行所定の手続きにより データの取消を行えるものとします。この場合、取消手数料 (消費税等相当額を含みます)をいただきます。
 - ③振込の取引において、依頼内容の確定後に伝送契約者がその依頼内容を訂正または組戻し依頼する場合は、「振込資金および給与振込手数料決済口座」のある当行本支店の窓口において当行所定の手続きにより取扱います。この場合、本条(1)サービスの内容②の給与振込手数料(消費税等相当額を含みます)は返却いたしません。また、組戻しについては、当行所定の組戻手数料(消費税等相当額を含みます)をいただきます。
 - ④当行は、<u>伝送</u>契約者からの訂正・組戻し等の依頼内容に基づき、 組戻し依頼または、振込内容の変更依頼の発信処理を振込先口 座のある金融機関に行います。
 - ⑤上記④の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を 受信している場合には、訂正もしくは組戻しができないことが あります。この場合は、受取人との間で協議してください。な お、この場合の組戻手数料(消費税等相当額を含みます)は返 却いたしません。

第31条 地方税納入サービス

地方税納入サービスは、下記に定める取扱いによるほか、伝送契約者 と当行の間で締結した「Web 伝送による地方税納入サービスに関す る契約書」の定めによるものとします。

(中略)

(6) 依頼内容の取消

伝送契約者の依頼・承認した取引について取消可能時限内であれば承認権限を有するユーザにより取消が可能です。取消可能時限を過ぎた場合、取消できませんのであらかじめご了承ください。

なお、金額等の変更がある場合には、納入先の各市区町村と協議 してください。

第32条 預金口座振替

預金口座振替の取扱いは、伝送契約者と当行の間で別途締結した「Web 伝送による預金口座振替に関する契約書」の定めによるものとします。なお、当行が伝送契約者からの依頼に基づき行った預金口座振替について、仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、伝送契約者および預金者双方で協議し解決するものとします。

改定後

(6) 依頼内容の取消

伝送契約者が依頼・確定した取引については、インターネットを 通じた取消はできません。ただし、依頼内容の確定後に伝送契約 者が、当行所定の方法により当行所定の時限までに当行に申出て、 当行がやむを得ないものと認めた場合には、当行所定の手続きに よりデータの取消を行えるものとします。この場合、取消手数料 (消費税等相当額を含みます)をいただきます。

なお、金額等の変更がある場合には、納入先の各市区町村と協議 してください。

第32条 預金口座振替

預金口座振替の取扱いは、伝送契約者と当行の間で別途締結した「Web伝送による預金口座振替に関する契約書」の定めによるものとします。

(1) サービスの内容

預金口座振替とは、伝送契約者が本サービスを利用し、預金口座 振替による収納事務を当行に委託するものです。当行は伝送契約 者の依頼内容に基づき、伝送契約者が指定する口座から指定する 金額を引き落としの上、伝送契約者が指定する口座に入金します。

(2) 依頼内容の取消

伝送契約者が依頼・確定した取引については、インターネットを 通じた取消はできません。ただし、依頼内容の確定後に、当行所 定の方法により、伝送契約者が当行所定の時限までに当行に申出 て、当行がやむを得ないものと認めた場合には、当行所定の手続 きによりデータの取消を行えるものとします。この場合、取消手 数料(消費税等相当額を含みます)をいただきます。

改 定 前	改 定 後
第33条 代金回収サービス	第33条 代金回収サービス
代金回収サービスは、下記に定める取扱いによるほか、伝送契約者が	代金回収サービスは、下記に定める取扱いによるほか、伝送契約者が
当行と提携する富山ファースト・ディーシー株式会社(以下「提携先	当行と提携する富山ファースト・ディーシー株式会社(以下「提携先
」といいます)との間で締結した「預金口座振替による代金回収事務	」といいます)との間で締結した「預金口座振替による代金回収事務
委託契約書」の定めによるものとします。	委託契約書」の定めによるものとします。
(中略)	(中略)
(5) 伝送契約者の依頼・ <mark>承認</mark> した取引については、取消または変更は	(5) 伝送契約者の依頼・ <u>確定</u> した取引については、 <u>インターネット</u>
できませんのであらかじめご了承ください。	<u>を通じた</u> 取消または変更はできませんのであらかじめご了承く ださい。